

# 長野県こどもモニター事業業務委託 仕様書（案）

## 第1 適用範囲

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が委託する「長野県こどもモニター事業業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 第2 趣旨・目的

こども基本法（令和5年4月施行）に、地方公共団体がこども政策の策定、実施等に当たっては、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずべき旨の規定が置かれたことから、こども、女性・若者の意見を定期的に聴き、政策に反映する。

## 第3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守し行う。

- 1 長野県財務規則及び諸規則
- 2 契約書
- 3 その他関係法令及び通達

## 第4 委託業務の概要

本業務の委託内容は、以下のとおりとする。なお、業務の実施にあたっては委託者と協議の上で進めること。

- 1 こどもモニターへのアンケート調査の実施
  - (1) こどもモニターの募集
  - (2) 調査企画・設計等
  - (3) こどもモニターへのアンケート調査及び集計
  - (4) こどもモニターへの謝礼
  - (5) その他
- 2 こどもとの意見交換の実施
  - (1) 意見交換の内容
  - (2) 対象者
  - (3) 方法
  - (4) 実施後の取りまとめ
  - (5) その他
- 3 独自提案

(注)「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。（こども基本法第2条第1項）

【参考】子ども：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者  
（子ども・子育て支援法）

## 第5 委託業務の詳細

本業務の委託内容は、以下のとおりとする。なお、業務の実施にあたっては委託者と協議の上で進めること。

- 1 こどもモニターへのアンケート調査の実施
  - (1) こどもモニターの募集
    - ア 募集方法の検討及び実施
      - ・県内の小学校5年生から高校3年生（18歳）までの計300人程度を募集すること。
      - ・募集にあたっては、こども向けのチラシを作成・県内全小中高校に配布する等、対象者

を集めるために効率的かつ効果的な広報活動を行うこと。

(内訳：小学生 100 人、中学生 100 人、高校生 100 人 程度)

イ 募集、申込受付、申込者一覧の作成

- ・募集期間は1か月程度とし、申込者を電子データにて取りまとめること。

(2) 調査企画・設計等

ア 調査内容の検討（調査事項等）

- ・調査は令和7年6月から令和8年2月までの間に全2回実施する。
- ・テーマは別途県と協議することにより決定する。

イ 調査のためのシステム構築

- ・インターネット調査により実施すること。
- ・利用者の多いスマートフォンやタブレット端末で実施することを踏まえ、設計すること。

(3) こどもモニターへのアンケート調査及び集計

ア アンケート調査の実施

- ・調査期間は2週間程度とし、より多くのこどもモニターが回答できるよう工夫すること。
- ・全2回の両調査に回答するこどもモニターの割合を70%以上確保すること。

イ アンケート調査の集計

- ・調査後は速やかに集計を行い、3週間を目途に結果を取りまとめ県に報告すること。なお、報告にあたっては電子データファイル（PowerPoint）によるものとする。

(4) こどもモニターへの謝礼

- ・全てのアンケートに回答したこどもモニターへ謝礼を送ること。
- ・謝礼の制作に当たっては関係各所と調整を行い、調査完了後は速やかに発送ができるようにすること。

(5) その他

- ・こどもモニターへのアンケート調査の実施に当たって生じる費用は、全て委託料に含むものとする。

2 こどもとの意見交換の実施

(1) 意見交換の内容

- ・こどもからの意見を施策に反映させることを目的とし、テーマの設定に当たっては県と協議すること。

(2) 対象者

- ・設定したテーマに合わせて対象層を設定し、公募により募集する。

(3) 方法

- ・対面形式によるものとし、90分から120分程度を目途に1回実施すること。
  - ・参加者は15人程度とすること。
  - ・日程及び会場については、参加者が見込めるよう選定すること。
  - ・開催に当たっては県と協議するほか、参加者含め関係各所と連絡調整を行うこと。
  - ・参加者が学びを得る機会となるような内容を組み入れること。
- (例) テーマに合わせた外部講師の招聘・講演等
- ・参加者の募集に当たっては、こども向けのチラシを作成・配布する等、対象者を集める

- ために効率的かつ効果的な広報活動を行うこと。
- ・当日に資料が必要となった場合は、作成のうえ配布すること。

(4) 実施後の取りまとめ

- ・参加者に対してアンケート調査の実施・結果の集約を行うこと。なお、アンケート項目は事業実績等の指標となるため、必ず委託者と協議すること。
- ・アンケートについては紙媒体の配布に限らず、ウェブによる実施等も含めて、参加者がより回答しやすい方法を県と調整すること。

(5) その他

- ・こどもとの意見交換に当たって生じる費用は、全て委託料に含むものとする。

3 独自提案

- 本事業を効果的なものとするため、独自の取組を提案、実施すること。  
(例：こども向けの広報の実施、意見交換の動画配信、意見交換の2回目の実施等)

## 第6 成果品

- 1 実施したアンケートの集計結果をまとめた報告書
- 2 実施した意見交換の開催日時・会場、参加者数、意見交換の内容、配布資料等をまとめた報告書
- 3 周知用チラシデータ（参加者募集に必要な時期に納品）
- 4 業務の実施に要した経費の内訳書
- 5 その他、成果品として認められるもの

## 第7 業務目標

- < 1 こどもモニターへのアンケート調査及び集計 >
  - ・こどもモニターアンケートの実施回数：2回
  - ・こどもモニター数：300人
  - ・こどもモニターアンケートの回答率（全2回どちらも回答した人の割合）：70%以上
- < 2 こどもとの意見交換 >
  - ・こどもとの意見交換の実施回数：1回
  - ・こどもとの意見交換の参加者数：15人

## 第8 委託期間

契約日から令和8年2月27日まで

## 第9 スケジュール

業務実施に関する概ねのスケジュールは以下のとおり。受託者は下表及び企画提案に基づき本業務を実施すること。

時期（目安）	内容	
	1 アンケート調査	2 意見交換
令和7年6月上旬 （契約締結後）	事業実施の準備（委託者との打合せ）	
令和7年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもモニターの募集</li> <li>・第1回アンケート調査内容の決定</li> </ul>	

令和7年8月	・第1回こどもモニターアンケート実施	・こどもとの意見交換のテーマ決定 ・チラシ作成、配布等事前準備
～令和7年9月	・第1回こどもモニターアンケート結果取りまとめ	
令和7年10月		・こどもとの意見交換の実施 ・こどもとの意見交換の実施内容の報告取りまとめ
～令和7年11月	・第2回こどもモニターアンケート調査内容の決定 ・第2回こどもモニターアンケート実施	
～令和7年12月	・第2回こどもモニターアンケート結果取りまとめ	
～令和8年2月27日	業務完了報告書の提出	

※本スケジュールは目安であり、委託者と受託者の協議により適宜変更するものとする。

## 第10 契約の変更

契約の変更については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

## 第11 疑義について

- 1 仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して定める。
- 2 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

## 第12 その他留意事項

- 1 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- 2 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- 3 使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分に配慮し、これを行わないこと。
- 4 業務上知り得た個人の秘密は、第三者に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了後または解除後も同様とする。
- 5 成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- 6 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。
- 7 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、委託契約書別紙の「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。
- 8 成果物等に関する著作権は、長野県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- 9 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- 10 業務に必要な経費は受託者側で負担すること。
- 11 その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。